

第1章 整備基本計画策定の経緯と目的

1－1 整備基本計画策定の経緯

興国寺城跡は沼津市西部の浮島地区に所在し、愛鷹山の尾根の先端に築城された城跡である。城の南側はかつて浮島沼であった低湿地に面し、城の三ノ丸南端周辺が山麓地域と低湿地の境目にあたる。

ここは戦国時代に関東一円を支配した小田原北条氏（以下、北条氏）の祖、伊勢宗瑞（北条早雲）ゆかりの城として知られ、以後も江戸時代初期に至るまで東駿河の要所として用いられたこと、また城郭遺構も良好に残存することから平成7年3月17日（文部省告示第25号）に国史跡として指定された。

沼津市では史跡指定前から興国寺城跡を重要な文化遺産と認識し、昭和57年に『興国寺城跡保存整備基本構想報告書』、昭和58年に『興国寺城跡保存整備基本プラン報告書』、平成11年に『興国寺城跡保存管理計画』を刊行した。保存管理計画策定後、沼津市では地下遺構の状況を把握するために遺構確認調査を継続して実施しており、その成果は文献・絵図調査成果と合わせて平成31年に『史跡興国寺城跡調査報告書』として刊行されている。

令和元年度より『史跡興国寺城跡保存活用計画』（以下、保存活用計画）の策定を開始し、令和3年度末に完成させた。本計画は、保存活用計画に示した内容を踏まえ、史跡の整備の方針をまとめたものとなっている。



第1-1図 史跡興国寺城跡の位置

1－2 整備基本計画の目的

(1) 整備基本計画の目的

保存活用計画において、興国寺城跡の文化財的価値の総体として以下の3点を示している。すなわち

- 1) 浮島沼を前面に配する愛鷹山の尾根の先端に築かれ、街道や浮島沼が交わる東駿河の要所
- 2) 室町時代後期から江戸時代初期まで東駿河の地域拠点としてあった重層的な歴史
- 3) 良好に残存する城郭遺構

の3点である。本計画では史跡を適切に保存したうえで、今後の活用に向けて、こうした価値の総体を顕在化し、さらには次世代に継承させるため、整備活用事業の内容や課題、それに対応する実現方法などについて示している。

(2) 整備基本計画の対象範囲

1) 対象範囲

整備基本計画の対象範囲は、興国寺城跡の指定範囲である 112,911.44m²及びその周辺地とする。

2) 対象範囲の現況

曲輪は北から「本丸」「二ノ丸」「三ノ丸」と直線的に配され、弘前津軽家が寛文 12 年（1672）に編纂したとされる『城築規範』から、これらが主要な曲輪群と考えられる。そして絵図には記載されていないが、本丸の北側に「北曲輪」がある。さらに字名を用いての命名であるが、東側の谷筋に「清水小曲輪」、そして更に東の尾根に「清水曲輪」が配されている。

城の北端は新幹線によって破壊されているが、昭和 27 年撮影の航空写真に三日月堀が写っている。絵図には北曲輪より北側に堀もしくは道が描かれるが、現況では明らかでない。

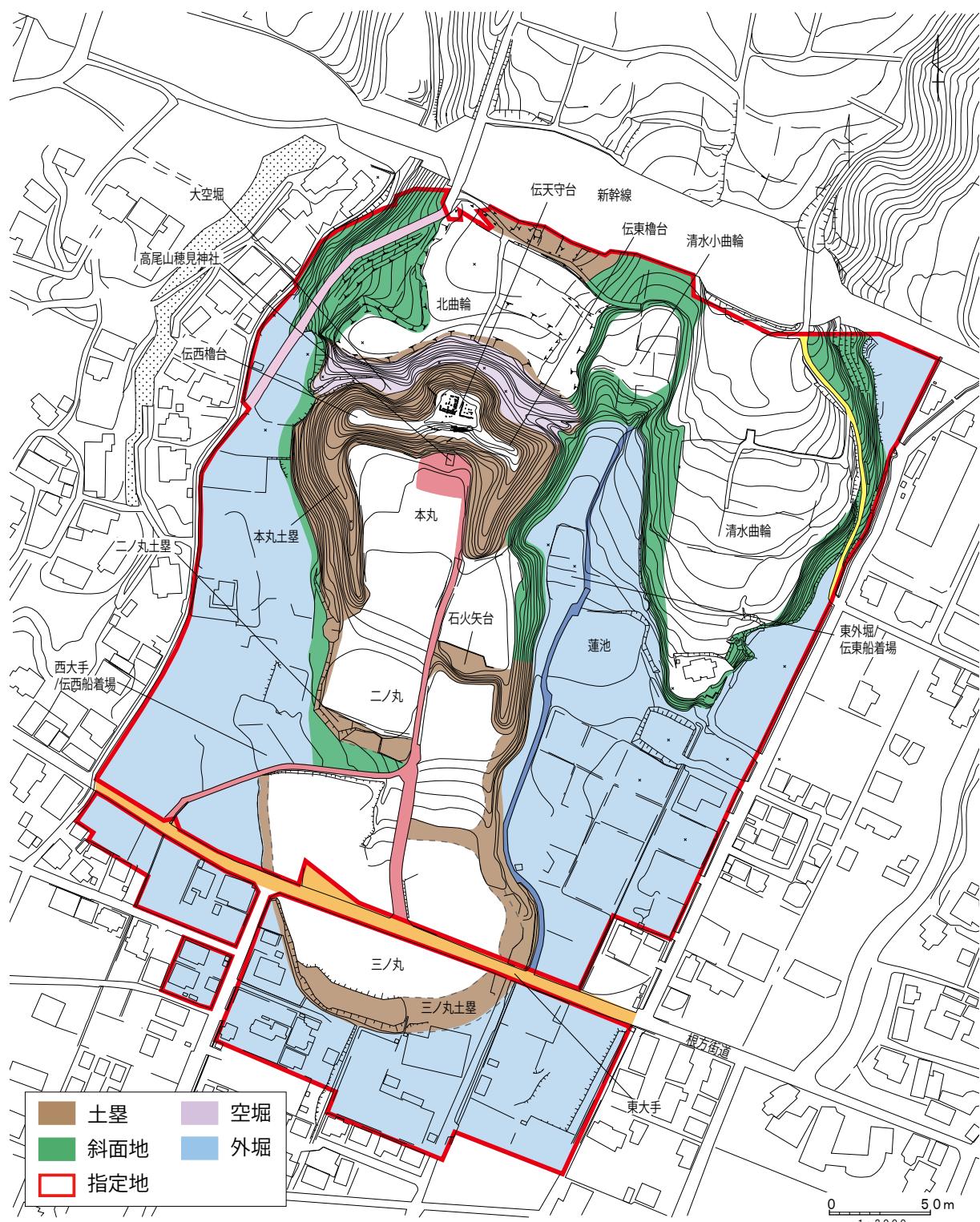
本丸の北側には絵図に「天守台」と記されている場所があり、昭和 57 年の調査では礎石建物が検出された。さらに本丸土壘上には、絵図に「櫓台」と記されている箇所が 2 か所ある。西側を「伝西櫓台」とし、平成 29 年度には発掘調査を行って建物跡を検出した。一方、東側にも絵図には櫓台が描かれているが、発掘調査には至っておらず、詳細は不明である。

伝天守台南面には石垣が残存する。絵図には「此土居内ノ方ハ石垣、此土居七間計ニ相見ヘ申候」（この土壘の内側は石垣で、この土壘七間ほどに見える）としか記されていないことから、この時から石垣は南面だけであったと考えられる。

本丸の内部空間について絵図には特に記載がないが、現在は最奥部に高尾山穂見神社が鎮座する。神社地において発掘調査は実施されていないが、高尾山穂見神社は安政 4 年（1857 年）に当地へもたらされたと伝わる。本丸虎口（出入り口）には「カラホリ」と記され、さらに西側の空堀には「カクシロ」とある。同じく「カクシロ」が、本丸東側の小曲輪にも描かれており、この周辺には「天守台」とあるが、「石火矢台」と地元には伝わっている。なお、「台」とあることから、本来は土壘の上の平場を指すのであろうが、本計画では本丸土壘の東側の小曲輪を広義としての「石火矢台」とする。

二ノ丸虎口には「カラホリ」「升形ノアト」と記されている。現状として虎口周辺は残存するが、三ノ丸北西部は後世の改変で、大きく土地が下がっている。また三ノ丸土壘の形状は絵図と一致するものの、ここも土取りにより低くなっている。このように三ノ丸は後世の改変が激しく、特に大きな変化として、絵図では外堀南側を回っている根方街道が現在の三ノ丸を直線的に通過していることが挙げられる。そのため、三ノ丸土壘南東に描かれている「大手口」は現在の県道によって滅失したと考えられる。

城の南方と両側に広がる低地は、1 m も掘削すると水が湧き出る低湿地帯である。現在の海岸線付近にあたる千本砂礫州は、縄文時代後期頃に完全に陸地化し、山裾との間に浮島沼と呼ばれる湖沼を形

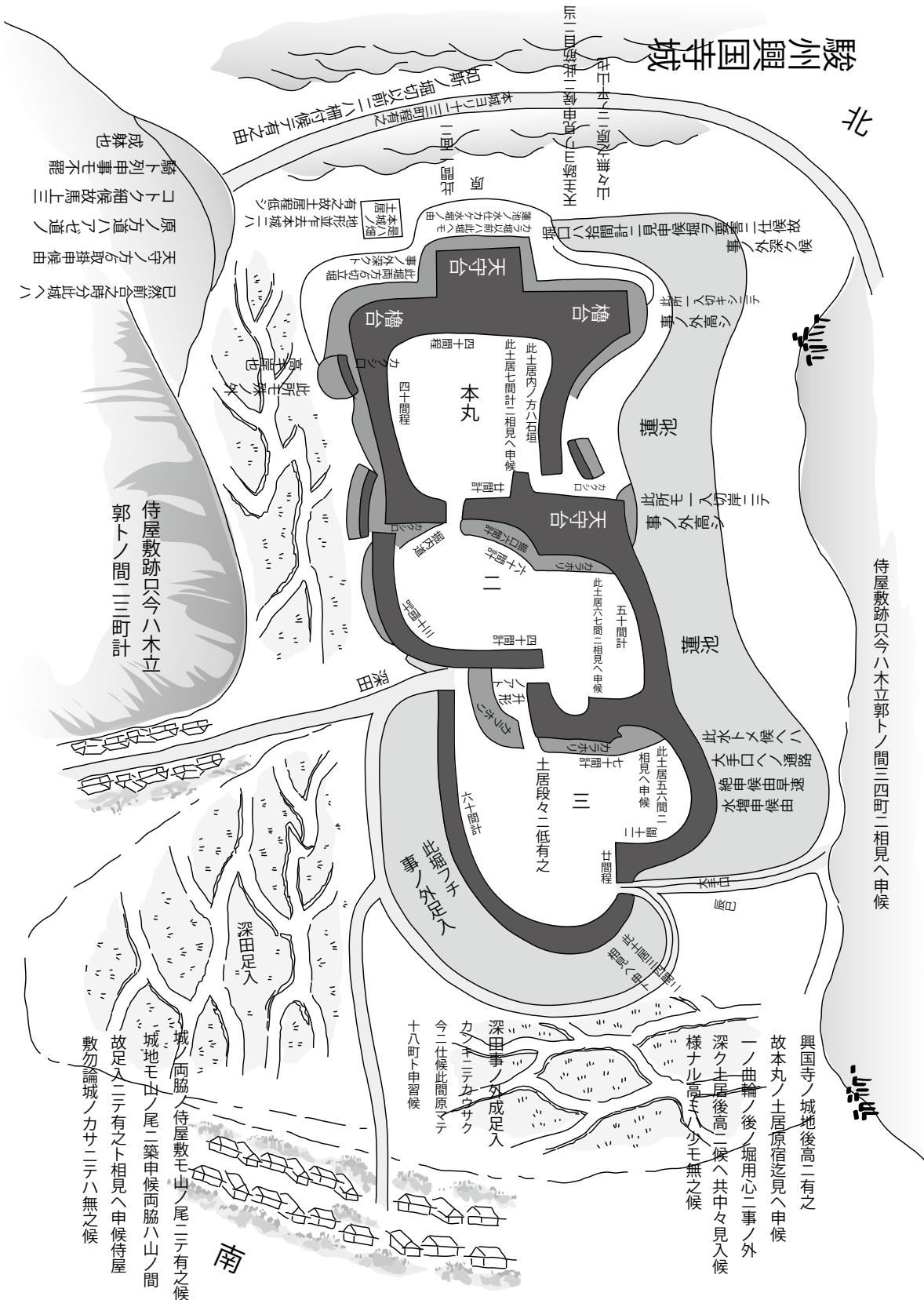


第1-2図 興国寺城跡現況図及び曲輪配置図（赤線枠は指定範囲）

成した。愛鷹山などからの土砂の供給により沼は次第に陸地化していったが、近世の城絵図には「蓮池」「深田足入」と表現される湿地帯、明治初期の絵図でも湧水が各所に見られる軟弱な地盤であり、この湿地帯を興国寺城は天然の堀としている。またこの東西に位置する天然の堀には、それぞれ船着場があったと地元には伝わっており、詳細位置は不明であるものの、この周辺を「伝西船着場」「伝東船着場」と呼称している。さらに伝東船着場周辺には、絵図で「蓮池」と記されるとおり、自然湧水池がある。



第1-3図 計画の対象とする範囲（平成27年度撮影）



第1-4図 『城築規範』トレース図

これら曲輪群等で構成される興国寺城跡の公有地化事業は、公有地化を予定していない神社地を除いて、約95%と概ね公有地化が完了している状況で、伝天守台・本丸・二ノ丸・三ノ丸を中心に暫定公開されている。巨大な土壘や空堀は興国寺城跡の価値を示す構成要素であるが、同時に急傾斜や盛土であることから、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定を受けている箇所もあり、過去には大雨等による崩落も起こっている。

こうした背景もあって、史跡内において平成28・29年度に植栽調査を実施し、史跡内の枯損木や危険木等を把握した。この成果に基づき、現在に至るまで遺構保護、来訪者、近隣への安全確保の観点から危険木等伐採事業を実施している。

1-3 上位・関連計画

(1) これまで作成された興国寺城跡の計画概要

興国寺城跡の整備については、これまで史跡指定を目標に作成された『興国寺城跡保存整備基本構想』『興国寺城跡保存整備基本プラン』、指定後の保存管理、なかでも公有地化の方針について紙幅を割いた『興国寺城跡保存管理計画』、公有地化及び史跡内の遺構確認調査が概ね完了したことにより、現段階における今後の保存活用のマスタープランとして作成した『史跡興国寺城跡保存活用計画』がある。

① 興国寺城跡保存整備基本構想（昭和56年度策定）

昭和55・56年度に検討し、昭和57年3月に刊行した沼津市で初の興国寺城跡の保存整備に関する計画書である。それまで資料的に系統立ててまとめられた報告書等がなかったため、全90頁のなかで歴史と現状について多くの紙幅が割かれているが、整備構想としては城地内における採土や宅地化の進行、圍場整備など城跡の破壊が急速に進んでいることから、基本理念として「史跡指定」を目指すとともに、「公有地化」を進め、さらには保存整備計画として「学術調査」「保存整備の範囲」「整備の方法」などの方針が明示されている。なお、基本構想刊行後の昭和57年11月～12月にかけて、伝天守台及び伝東船着場跡の発掘調査が行われた。

② 興国寺城跡保存整備基本プラン（昭和57年度策定）

整備基本構想に継いで整備の内容について具体的に示した計画である。整備の前提条件として「範囲」「手法」をまとめ、さらに現況の分析や具体的な項目として最大約22haの範囲を対象とした「遺構補修・復元計画」、「公開・展示計画」「景観計画」「便益施設設計」「緑化計画」「雨水排水計画」、そして事業化に向けた「段階的な整備」及び「主要課題」などがまとめられている。

③ 興国寺城跡保存管理計画（平成10年度策定）

平成7年3月に国史跡に指定された以後の計画書である。本計画の序に基づけば、「国史跡指定の前提となる基礎資料や構想は早い段階で整えられたが、最も深く関係する地元住民全体の賛同を得ることは困難であった。」「昭和58年度から土地所有者との協議に入ったが、(中略) 平成元年に全体の85%となった段階から進まなくなり、同意の得られなかった地域は指定範囲の対象外とせざるを得なくなった。」という停滞状態となっていた。そのため、本計画では指定を受けるべき範囲を見直すとともに、新たな保存指針を定めるために策定された。

計画内では新たな「保存管理計画範囲」と「追加指定の基本方針」が主にまとめられ、整備に向けては公有地化の継続実施と発掘調査の実施、調査の成果に基づいた計画策定を目指すことなどが明記されている。

その後、本計画に基づき追加指定（平成12年・平成19年・平成24年）や公有地化、発掘調査が実施されている。

④ 史跡興国寺城跡保存活用計画（令和3年度策定）

本計画は、保存管理計画で示された追加指定及び公有地化の範囲が概ね達成されたこと、さらに遺構確認調査が史跡の全域に行われたことから、現在の状態にアップデートされた保存活用の指針を示すために策定された。

計画では現状と課題を示したうえで、「保存管理の基本方針」、現状変更の取り扱い基準等具体的な方法についてまとめた「保存管理計画」、現状でも取り組みが可能な内容も含めた「活用方法」、将来的な「整備計画」、史跡の管理や活用を担う「運営と体制整備」などがまとめられている。

（2）上位計画

① 第5次沼津市総合計画（令和3～12年度）

第5次沼津市総合計画は、今後10年における沼津市の総合計画である。「まちづくりの柱4」の中の「基本計画4-2 地域資源の創造と磨きあげ」の中で、文化財等を「歴史・文化資源」として表記し、「取組2 歴史・文化資源の保存と活用」において、「興国寺城跡などの整備にあたっては、近隣の観光資源との連携等により回遊性のある活用が図られるよう、地域と協力して進めます。」と掲げている。各地域別のまちづくりの方向性を示した「地域別のまちづくりの方向 西部地域（原・浮島・愛鷹・今沢・片浜）」では、「自然・歴史とともに紡ぐ、次世代への発展とつながりを大切にするまち」を掲げ、「豊かな自然や景観、歴史・文化資源の保全に取り組み、次世代に継承します。」「海岸線や山間地といった自然環境や、地域に根差した歴史のある地域資源の活用を図ります。」と明記している。

また、計画前期5年について定めた前期推進計画「人・まち・自然が調和し、躍動するまち～誇り高い沼津を目指して～」（令和3～7年度）の中で、「まちづくりの柱4 地域の宝を活かすまち」の11事業のうちの一つの事業として「興国寺城跡保存整備事業」をあげている。この中で、「戦国時代の城跡である国指定史跡興国寺城跡の保存顕彰を図るとともに、歴史体験の場として修景を整備し、その活用を図る。」とし、具体的な事業内容として、公有地化、計画策定、遺構確認調査、整備工事を推進するとしている。

② 沼津市教育大綱・沼津市教育基本構想・沼津市教育基本構想実施計画（令和3～7年度）

沼津市における最上位計画である「第5次沼津市総合計画」に基づいて市長が策定した「沼津市教育大綱」を踏まえて、沼津の教育の方向性を明確に示し、教育施策を総合的に進めていくための指針とするために「沼津市教育基本構想」が策定された。同時にその具現化のために「沼津市教育基本構想実施計画」が策定されている。

「沼津市教育基本構想」の第II部第2章「第1節 地域が学びを育て、学びが地域を育てるまちの推進」「1 郷土を愛する心の育成」における「（3）文化財の保存・活用」では「国民共有の財産でもある国指定史跡や天然記念物、国宝などの有形文化財等については、後世に伝え残していくために、適切な整備や管理、保存を進めます。」と掲げられている。

また実施計画では、その具体的な事業である「史跡等保全整備事業」において「歴史的な価値のある興国寺城跡及び高尾山古墳、松城家住宅、また、国天然記念物大瀬崎ビャクシン樹林を保存活用するため、計画の策定など整備や活用に向けた検討を行う。整備の過程にあっても、文化財の価値の啓発イベントや情報発信を実施する。」としている。

③ 沼津市文化財保存活用地域計画（令和7～14年度）

沼津市文化財保存活用地域計画は、本市における文化財の保存活用のマスタープランであり、第5次

沼津市総合計画における「地域の宝を活かすまち」の実現に向け、主に「市内の文化財把握」「調査成果に基づく特性の把握」「現状と課題」「保存活用の方針」などについて記載している。

市内には文化財保護法等により保護の対象となっている文化財のほか、未指定の文化財などが数多くあり、計画の前半ではこれらの悉皆調査の成果及び沼津市の文化財の特徴や8つの特性をまとめている。

計画の後半では、地域の宝である歴史文化資産を文化財の所有者や行政関係者だけでなく、地域住民や各種団体との連携も含め保存・活用していくための取り組み方針として、「地域の宝を活かしたまちづくり」を基本理念とし、「歴史文化資産を把握する〔調査〕」、「歴史文化資産を守る〔保存〕」、「歴史文化資産を磨く〔活用〕」、「地域縦がかりで取り組む〔連携〕」の4項目を基本方針として定めている。そしてこれらに基づき個々の歴史文化資産の特性に応じた文化財保護に努めていくこと、さらには4項目それぞれの「現状と課題、方針、措置」のほか、「防災・防犯計画」「推進体制」について記載している。

なかでも興国寺城跡を「戦略的歴史文化資産」とし、これが所在する浮島地区（及び原地区）は面的な保存・活用を目指す文化財保存活用区域「興国寺城跡・白隠の里周辺」地区として設定している。そして地区内の方針として興国寺城跡の整備を重点的に行うとともに区域内の歴史文化資産への周遊を図る取り組みを行っていくことを明記している。

（3）関連計画

① 第2期沼津市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3～7年度）

本戦略は、まち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づき沼津市の目標・講すべき施策の基本的方向性を示すものである。本計画では自然環境や歴史・文化遺産など地域資源を活用して交流人口の拡大を図るものとして位置づけており、この中の基本目標「沼津への新しいひとの流れをつくる」を実現する施策の一つに「2-1 まちなか居住の推進と都市的魅力の向上」があり、具体的な施策として「文化財の保存活用」を掲げている。ここでは「市内の文化財を西部、中央、北部、南部の4つのエリアに分け、それぞれの拠点となる本市固有の貴重な財産である文化財を中心に、地域資源として保存活用を図ることを目標とし、「講演会や体験学習等文化財活用事業の開催」「SNS等を利用した情報発信」「公開活用事業」を具体的な取り組みとしている。

② 沼津市観光振興ビジョン（令和3～7年度）

「沼津ならでは」の地域資源を最大限に活用し、官民一体となって観光振興に取り組むことにより、地域経済の活性化のほか、シビックプライドの醸成などを図っていくために平成18年度策定、令和3年度に改定された。本計画の中で、目標を具現化する4つの柱のうち「観光振興の柱2 地域資源の創造と磨きあげ」の中で「基本施策3 地域資源の創造」として、「市内の歴史・文化資源のほか、海・山・川の自然資源を効果的に活用することにより、新たな地域資源を創造するとともに、これら地域資源が、新たな沼津の魅力となるよう努めます」としている。また、「基本施策5 県東部・伊豆地域等との連携」の主な取り組みとして、「北条五代観光推進協議会やNHK 大河ドラマなど歴史等を活用した連携及び誘客の促進」を掲げている。

そして目標達成に向けた具体的な施策として「(6) 歴史・文化資源の活用」において、「本市には、皇室ゆかりの沼津御用邸記念公園をはじめ、北条早雲旗揚げの城として知られる興国寺城跡、国指定重要文化財である擬洋風建築の松城家住宅など、市内各所に「沼津の宝」が点在しています。これらを効率よく散策できるよう「まちあるきマップ」を作成するほか、施設に相応しい、ユニークベニュー（歴史的建築物等で開催するイベントなど）として活用します。」とし、さらに「(11) 北条五代観光推進協議会やNHK 大河ドラマなど歴史等を活用した連携及び誘客の推進」において「映画やドラマなどのロケ

地を巡る周遊観光は、本市をはじめ近隣地域の観光交流人口の拡大を図る上で、大きな効果が期待できることから、映画のほか NHK 大河ドラマなどについて、関係団体や近隣市町などと連携し、ロケの誘致を図ります。また、ロケ地巡りツアーなどを企画・実施することにより、更なる誘客を推進します。」としている。

さらに沼津市西部地区のエリアビジョンに「歴史・文化と観光体験」を掲げ、その具体的な戦略に「白隱のみちや興国寺城跡、阿野全成ゆかりの大泉寺など西部エリアにある歴史・文化資源のネットワーク化を図り、観光ポータルサイトなどを活用した情報発信を行います。」としている。

③ 第2次沼津市緑の基本計画（令和3～12年度）

本計画は、市内の「緑」について市が独自性と創意工夫を發揮し、まちの中の緑について将来あるべき姿と、それを実現していくための施策を定めている。その中で興国寺城跡は「興国寺城跡（国指定史跡）において、調査成果を踏まえた保存活用計画や復元整備計画の策定を推進し、市民に親しまれる歴史公園としての整備を目指します。」としている。

④ 第2次沼津市都市計画マスタートップラン（平成29～令和18年度）

本計画では沼津市の都市計画に関する基本的な方針を定めている。将来の都市構造の中で興国寺城跡周辺は「日常生活ゾーン」と「環境調和ゾーン」の境に位置付けられ、「第4章 まちづくりの分野別方針」「水と緑と景観」内の「都市景観の形成」「歴史・文化景観の保全と活用」において、「旧東海道沿道のまちなみを中心に、帶笑園、白隱禪師ゆかりの寺など歴史的な要素や風情を残す地区や、旧沼津御用邸、興国寺城跡、長浜城跡、松城家住宅など地域を特徴づける景観資源を活かし、歴史的な雰囲気のあるまちなみ景観の活用に努めます。」と興国寺城跡を位置づけている。

⑤ 沼津市景観計画

本計画は、景観法第8条に基づき、より良好でうるおいのある景観づくりを、市民、事業者、行政で進めていくための計画である。本計画「2 良好な景観の形成に関する指針」「1) 市域の景観形成方針」「(2) 景観形成の方針」「〔2〕美しいまち並み景観の形成」「【②集落地景観の保全・継承】」において、興国寺城跡に関連する「根方街道の集落周囲の緑地等の保全を含め、集落景観の維持・保全あるいは在来の形式を活かしたまち並みの形成を図る」とし、「【⑤歴史・文化景観の形成】」では、興国寺城跡そのものへの言及ではないが、原駅前地区（興国寺城通り含む）に対し、「歴史的な雰囲気のまち並み景観への活用を推進します。」「地域の自然・歴史・文化を後世に伝えていきます。」と示している。

⑥ 沼津市情報化推進・官民データ活用推進計画（令和3～7年度）

本計画は市を取り巻く環境の変化に基づき、ICT を活用した市民サービスの向上や行政の効率化を目的として策定されたものである。令和2年度までも「埋蔵文化財出土遺物データベース化」作業を進めてきたが、今後も引き続き推進を目指していくことが本計画の「第2章 個別施策の概要」「(4) 地域の宝を活かすまち」において「(4) ICT を活用した文化財情報の電子化」として位置付けられている。さらに「第3章 個別の施策の詳細」において「埋蔵文化財、史跡、建造物などの文化資源情報のデータベース化や、刊行物を電子書籍としてウェブ上で情報提供し活用してもらうことにより、文化資源の価値に対する人々の認識を高めるとともに、地域の文化活動の活性化を図る。」ことを目的に、今後は「市内の史跡や建造物などの文化資源情報のデジタル化を進め、オープンデータとして順次公開していく。」ことなどが示されている。

⑦ 都市計画道路の整備方針

本方針は、市内の都市計画道路に対し、「時間の経過とともに当初決定の必要性等に変化が生じている可能性があることから、必要性等を再検証する必要」があり、「本市の都市計画道路の必要性や役割等を再検証し、目指すべき将来都市像実現のための都市計画道路のあり方について検証する」ために定められたものである。

この方針内では短期的に事業着手をする「優先性が高い路線・区間」として、興国寺城跡の南側を東西に横断する「金岡・浮島線」が位置づけられている。さらに、その下位であって長期的に事業着手する区間であるものの「一般路線・区間」には、興国寺城通りと呼ばれる「原青野線」がある。

⑧ 地域防災計画・ハザードマップ・土砂災害ハザードマップ

「静岡県第4次地震被害想定地震・津波ハザードマップ」をもとにした沼津市の地震・津波ハザードマップでは、南海トラフで発生する地震について、興国寺城跡周辺では震度6弱で被害が発生することが想定されている。また史跡そのものの位置ではないが、周辺では危険度小の液状化も想定されている。

また土砂災害ハザードマップには、興国寺城跡の伝天守台および周囲を取り巻く土壌や斜面地は「土砂災害特別警戒区域」「土砂災害警戒区域」「急傾斜地崩壊危険箇所」に設定されている。

1－4 検討委員会の設置と経過

(1) 策定体制

本計画の策定にあたっては、令和4年度から学識経験者による「興国寺城跡整備調査委員会」にて議論し、協議を進めた。また委員会には静岡県文化財課及び地元自治会である根古屋自治会より自治会長も出席し、意見を求めた。さらに文化庁から適宜指導・助言を受けた。

策定した計画案については府内関係部署と連携調整や情報共有を図るとともに、計画素案について意見を求め、整備事業を円滑に進めるための体制を構築した。

(2) 策定の経過

令和4年度

整備委員会を2回開催し、遺構確認調査の内容や今後の整備方針について指導を得た。

1) 令和4年度第1回興国寺城跡整備調査委員会 令和4年11月21日(月)

<主な内容>

- ・全体整備計画案について。全体を網羅する計画であるが、第1期整備箇所（伝天守台周辺）については、詳細な検討を行うこととした。
- ・今後の調査方針について。第2期整備箇所は遺構確認調査が完了していないため、第1期整備工事を進めている間に調査を進める方針とすることを計画内に明記する。
- ・建物の復元方針について。むやみな立体復元は基本的には実施しない。
- ・駐車場の位置や便益施設の内容について。

2) 令和4年度第2回興国寺城跡整備調査委員会 令和5年2月24日(金)

<主な内容>

- ・整備の基本方針案について。「保存を前提する」「価値の具現化」「安全に散策できる環境整備」「調査に基づいたサイン表示」とすることとした。
- ・「今後調査していく内容」、「保存のための整備計画案」、「活用のための整備計画案」「遺構の表現に関する計画案」について。

第1-1表 興国寺城跡整備調査委員会（令和4～7年度 所属は令和7年度段階）

	氏名	所属	備考
委員長	服部 英雄	九州大学名誉教授	中世史
副委員長	高瀬 要一 （～令和4年度）	公益財団法人琴ノ浦温山莊園代表理事	史跡整備、庭園史
副委員長 (令和4年度～)	柴垣 勇夫	静岡大学名誉教授	考古学（陶磁器）
委 員	麓 和善	名古屋工業大学名誉教授	建築史
委 員	千田 嘉博 （～令和6年度）	奈良大学教授	考古学（城郭史）
委 員	貴田 潔	静岡大学准教授	中世史
委 員	出村 嘉史 （令和6年度～）	岐阜大学教授	土木
オブザーバー	山田 和彦	根古屋自治会長（令和4年度）	地元代表
オブザーバー	水口 久義	同（令和5年度）	地元代表
オブザーバー	野崎 康弘	同（令和6年度）	地元代表
オブザーバー	大村 実	同（令和7年度）	地元代表
オブザーバー	中井 將胤	文化庁文化財第2課文化財調査官（整備部門）	文化庁
オブザーバー	溝口 彰啓	静岡県文化財課文化財保存班（令和4年度）	静岡県文化財課
オブザーバー	鈴木 伸太郎	同（令和5年度）	静岡県文化財課
オブザーバー	立木 菖	同（令和6年度）	静岡県文化財課
オブザーバー	杉山 功成	同（令和7年度）	静岡県文化財課

令和5年度

整備基本計画策定事務の一部を（株）文化財保存計画協会に委託し、あわせて整備調査委員会を2回開催して、素案に対し指導を得つつ作成を進めた。

1) 令和5年度第1回興国寺城跡整備調査委員会 令和5年8月30日（水）

<主な内容>

- ・整備に向けた今後の調査研究計画の素案検討。
- ・史跡保存のための整備計画素案検討。特に土壘と空堀のような規模の大きい遺構について方針案を確認。
- ・活用のための導線・園路整備、サイン設置について素案検討。ガイダンスの位置や説明サインの位置について、当時の登城ルート復元を念頭に置いた動線計画とすることを方針案とした。

2) 令和5年度第2回興国寺城跡整備調査委員会 令和6年2月29日（木）

<主な内容>

- ・史跡内の便益施設について素案検討。史跡が広大であることから史跡内にもトイレ等を設置することを計画に記載することとした。
- ・伝天守台の礎石・石垣の保存に向けた素案検討。
- ・活用のための整備計画として園路やガイダンスエリアについて素案検討。

令和6年度

整備基本計画策定支援業務委託において、3度入札を実施したが、不調となったため、このことにより、年度内に整備基本計画策定が完了しない見込みとなった。このため、事務局で検討が可能な項目についてのみ素案作成を進め、整備委員会を1回開催して意見を徴した。

1) 令和6年度第1回興国寺城跡整備調査委員会 令和6年12月15日(日)・17日(火)

出村委員のみ17日に個別指導を得た。

<主な内容>

- ・石垣調査・保存の課題について
- ・整備基本計画文案の検討

令和7年度

令和6年度の繰越事業及び令和7年度事業として整備基本計画策定事務の一部を株式会社オリエンタルコンサルタンツに委託し、あわせて整備調査委員会を3回開催して、作成を進めた。

1) 令和6年度第2回興国寺城跡整備調査委員会 令和7年8月18日(月)

<主な内容>

- ・整備基本計画における伝天守台周辺の整備、活用のための整備計画について
- ・第7章 整備実施計画について

2) 令和7年度第1回興国寺城跡整備調査委員会 令和7年10月10日(金)・14日(火)

貴田委員のみ10日に個別指導を得た。

<主な内容>

- ・第6章、第7章の全体について

3) 令和7年度第2回興国寺城跡整備調査委員会 令和8年●月●日

<主な内容>

- ・パブリックコメントを受けて修正した全体内容の確認

(3) 地域住民からの要望

- ・見学者の増加に伴い、住宅区域に路上駐車等が増えているため、駐車場の整備を求める。
- ・トイレが神社地のみであり、見学者に対応できていないため、便益施設の設置を求める。
- ・興国寺城跡の価値を示すガイダンス設備や施設が不足している。
- ・指定から30年が経過しており、整備を早急に進めてもらいたい。

(4) パブリックコメント

-
-
-